

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年9月30日

奈良県監査委員	江 南	政 治
同	清 水	勉
同	川 口	良 延

平成26年度 第2回分

ア 本庁

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県土マネジメント部 用地対策課	平成26年 12月16日	<p><b>取得した土地の登記について</b>                      道路事業等で取得した土地について、事業完了後も所有権移転登記がなされていない土地が依然として相当数存在している。未登記となっている土地は、平成8年度以前のものであり、地図訂正を要するもの、相続登記未了のもの等が多く、登記困難または時間を要するものであるが、財産管理上、未登記は不適切な状況である。                      このような状況を早期に解消するため、予算的、人的措置等の検討などを含めた計画的な未登記の解消対策に努められたい。                      (意見)</p> <p>【土木事務所の監査での担当課に対する意見】</p>	<p>未登記土地については、平成27年度に法務局、土地家屋調査士会等との連絡調整会議を設置し、関係機関、専門家から意見を聞きながら、未登記の早期解消を進める。                      また、未登記土地の状況を調査し、計画的に処理を進めていくようマネジメントを行う。                      さらに、全体の進捗管理及び上記調査結果を踏まえた予算及び人員の確保等の措置に取り組む。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
総務部 中南和県税事務所(旧桜井県税事務所分)	平成26年 11月7日	<p><b>不動産取得税の課税について</b>                      不動産取得税の課税標準となるべき不動産の価格が評価されていない等の理由により課税を留保したが、課税保留の状況について定期的に調査や検討を行わなかったため、長期間にわたり課税されていないものが散見された。                      物件により取得から課税までの期間が異なるのは税の公平性の観点から好ましいものではない。また、課税までの期間が長くなれば、収納時期が遅れるとともに、税収を確保できない危険性も生じることから、今後は、チェック体制の強化を図り、適正な課税事務の処理に努めるべきである。                      (指摘事項)</p> <p><b>個人事業税の課税について</b>                      個人事業税において、課税標準額の算出にあたり、事業主控除額を誤ったため、課税しなかった事例が認められた。                      今後は、チェック体制の強化を図り適正な課税事務の処理に努めるべきである。                      (注意事項)</p>	<p>不動産取得税の課税保留案件については、1件を除いて平成26年12月に課税処理を行った。残る1件については、平成27年3月末の市町村による評価額決定を受けて同年4月に課税する。                      毎月課税の際に課税を保留するものがあれば未処理分整理簿に記載し、その後は定期的にチェックを行うとともに、課税課長等が進捗状態を確認する体制を整えた。                      また、中南和県税事務所への統合後は、複数の担当者による相互チェックも行い、更なる適正かつ迅速な課税事務の処理に努めている。</p> <p>個人事業税の課税については、速やかに処理を行った。今後は、複数の担当者による相互チェックを徹底することで適正な課税事務の処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
自動車税事務所	12月18日	<p><b>支出科目について</b>            継続車検に係る重量税の支払において、公課費で執行すべきところを誤って需用費（その他）で執行していた事例が認められた。今後は、適正な科目で支出すべきである。（注意事項）</p> <p><b>公有財産の台帳登載について</b>            所管する工作物について、奈良県公有財産規則で備えることとされている公有財産台帳への登録漏れが認められた。            奈良県公有財産規則に基づき早急に整理すべきである。（注意事項）</p>	<p>適正な科目で支出するように確認を再度徹底することとした。今後は、適正な事務の執行に努める。</p> <p>登録漏れのあった工作物については、台帳に登載し、公有財産台帳の整理を行った。今後は、適正な事務の執行に努める。</p>
健康福祉部	12月16日	<p><b>生活保護費返還金にかかる未収金の回収について</b>            生活保護費返還金において未収金の大幅な増加が認められた。適切な債権管理を行い、今後も一層、収納の促進に努められたい。            また、平成21年度から不納欠損処理を行っていなかった。当該債権は公法上の債権であることから、消滅時効期間が経過したものにあっては、債権不納欠損処分基準及び関係通知に基づき、適時適正な事務の執行に努められたい。（指摘事項）</p>	<p>生活保護費返還金にかかる未収金の回収については、平成26年度において、履行延期承認により分割返済となっていた債務者のうち、返還金が未納となっている者に対して履行延期の取消しを行い、返還金残額の一括調定を行った。未納分の催告と併せて納入通知を行うことにより、返還義務の意識づけを行った。            また、平成26年度において、消滅時効となった債権3件600,058円について不納欠損処理を実施した。            今後も適切な債権管理を行うとともに、引き続き返還義務者の生活状況の把握に努め、返還義務者に対して適宜電話等により催告や納入指導を実施し、未収金回収に努めていく。</p>
登美学園	12月16日	<p><b>賄材料の購入業者の選定について</b>            賄材料の購入について、契約の相手方に偏りが見受けられた。            価格が変動する賄材料の購入については、特定業者との随意契約となると思われるが、業者の決定方法や選定基準を明確にし、業者選定の透明性及び公平性の確保に努められたい。（意見）</p>	<p>賄材料の購入については、材料購入後に保管しておく設備が整っていないため、在庫を持つことができず、日々発注・納品を行っている状況である。            また、虐待等による一時保護児童の緊急受入れや、気象警報による早退、児童の体調に合わせた食事内容の変更による緊急発注など食事数や内容の変更が日常的に発生するため、臨機応変な対応が可能で、調理に</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
			<p>支障が出ないように速やかに配達できる業者を選定することが必要である。</p> <p>業者の選定基準については、近隣に所在し、上記のような対応や後払いが可能な業者（8社）と年度当初から、取引の可否を確認しているが、現在のところ、新たな対象業者が見当たらない状況である。</p> <p>また、業者の決定方法については、発注品目を整理し、可能な品目については、見積競争を行うなどの対応を進めてまいりたい。</p>
<p>くらし創造部</p> <p>消費生活センター</p>	<p>12月16日</p>	<p><b>行政財産使用料の調定について</b></p> <p>行政財産使用許可にかかる使用料について、前回監査でも注意したところであるが、調定日の遅れ及び納期限の誤りが認められた。</p> <p>奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条第1号の規定により、使用料の納期限については、毎年4月25日までとなっている。今後は内部のチェック体制の整備を図り、奈良県行政財産使用料条例及び同施行規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p><b>資金前渡事務について</b></p> <p>公共料金にかかる資金前渡において、支出すべき日を誤ったことにより、振替不能が発生していた。</p> <p>また、公共料金にかかる資金前渡口座について、2度にわたり通帳記帳を数ヶ月間行っていなかったため、受払について合計金額、合計件数のみの記帳となり、受払の内訳の記帳がされていなかった。</p> <p>さらに資金前渡職員が備えるべき現金出納簿の記載誤りが複数件認められ、別口座で管理すべき職員給与にかかる資金前渡口座と随時の経費にかかる資金前渡口座を同一口座で管理していた。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（注意事項）</p>	<p>行政財産使用料について、平成26年度は4月1日に調定し、納期限を4月25日までの納入通知書を発行し、4月21日に収納している。</p> <p>今後も内部のチェック体制の整備を図り、奈良県行政財産使用料条例及び同施行規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>平成25年3月、公共料金にかかる資金前渡において、支出すべき日を誤ったことにより、振替不能が発生したが、その後は、このような事例がおこらないように適正な事務を遂行している。</p> <p>公共料金にかかる資金前渡口座の通帳記帳は、平成25年9月に35件、26年3月に28件省略されていた。該当期間の出入金データを金融機関から提供を受けて確認するとともに、毎回記帳して確認するようにしている。</p> <p>資金前渡職員が備えるべき現金出納簿の記載誤りはすべて修正した。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
			<p>別口座で管理すべき職員給与にかかる資金前渡口座と随時の経費にかかる資金前渡口座を同一口座で管理していたことについては、職員給与にかかる資金前渡口座を新規に作成した。</p> <p>今後、資金前渡事務については、決裁過程においてチェック表等を活用した確認を行うなど、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づいて適正な事務処理の徹底に努める。</p>
<p>景観・環境局</p> <p>景観・環境 総合センタ ー</p>	<p>12月16日</p>	<p><b>負担金等の支出の相手方の確認について</b></p> <p>学会参加費に伴う負担金等の支出事務において、学会ではなく委託を受けたという会社に、委任状等による確認をせず、支出していた事例が認められた。</p> <p>今後は、支出の相手方が正当債権者であることを書面により確認するなど適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>平成26年度分の学会参加費用については、すでに支払済みのため、学会からの委任状を速やかに徴した。次年度以降は、正当債権者である学会名の請求書等を徴することとする。また今後、その他の支出についても、相手方についての確認を徹底するよう努める。</p>
<p>県土マネジメント部</p> <p>郡山土木事務所</p>	<p>12月18日</p>	<p><b>道路占用許可及び占用料の調定について</b></p> <p>道路占用許可において、許可手続の遅延及び占用料の調定日の著しい遡及が散見された。また、必要な調査や手続をとらずに占用料を減額している事例も認められた。</p> <p>今後は、行政手続条例及び許認可等事務処理要綱、奈良県道路占用料に関する条例に基づき適時適正な事務処理に努めるとともに、内部統制の重要性を認識のうえチェック体制を強化すべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>公用車使用中における事故防止について</b></p> <p>公用車使用中に損害額及び過失割合が大きい事故の発生が認められた。</p> <p>自動車事故防止に向けて、職員の安全運転意識の更なる徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、事務の延滞等がないよう行政手続条例及び許認可等事務処理要綱、奈良県道路占用料に関する条例に基づき適時適正な事務処理を遵守するとともに、職員に対し関係法令や規則等の周知徹底し、個々の職員の理解を深め、互いにチェックできる環境を整える等事務処理体制を強化し適正な事務処理に努める。</p> <p>当該運転手に対し、自動車運行にあたって公私を問わず交通法規を遵守するとともに、細心の注意を払い安全運転に努め、交通事故の絶無を期すよう厳重に注意を行った。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>支出科目について</b>          用地売買契約書に貼付する収入印紙の代金の支払において、需用費（その他）で執行すべきところを誤って役務費で執行していた事例が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。（注意事項）</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b>          今回の監査において、調定事務や支出事務等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。（意見）</p>	<p>また、全職員にも安全運転と交通事故再発防止の徹底を図った。          今後も、あらゆる機会を通じ安全運転励行を図り、また、継続して奈良県交通安全協会から講師を招き交通安全講習会を実施する等、職員の交通安全意識の徹底を図り、交通事故の絶無に努める。</p> <p>適正な事務処理を確保するよう職員に対する一層の指導監督を行った。          今後は、奈良県予算規則及び奈良県会計規則に基づき適正に事務処理を行う。</p> <p>今後の事務執行にあたっては、職員に対し関係法令や規則等を周知徹底し、個々の職員の理解を深めるとともに、係内での情報共有や2名の出納員による会計書類の確認の徹底等によりチェック環境を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
中和土木事務所（旧桜井土木事務所）	11月7日	<p><b>随意契約の限度額を超えた契約について</b>          河川美化の委託契約において、奈良県契約規則第16条第1項に定める随意契約の範囲を超え、見積合わせにより契約を締結している事例が認められた。          今後は奈良県契約規則を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>職員に対し、奈良県契約規則や随意契約の締結に関する取扱基準など契約にかかる関係法令の周知を徹底し、個々の職員の理解を深めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
宇陀土木事務所	11月10日	<p><b>備品の管理について</b>          備品（刈払機6台及び研磨機2台）の管理において、使用後施錠のできない場所に保管する不適切な管理による亡失（盗難）事例が認められた。          当該事件直後より様々な策を講じられているが、引き続き適切な備品管理に努められたい。（注意事項）</p>	<p>亡失（盗難）事例の発生以降、機器等備品の施錠できる倉庫での保管、工事用部材等のシートによる遮蔽、玄関扉の施錠時間のルール化、公用車の施錠の徹底等再発防止に向けた措置を講じた。          また、本年1月19日からの菟田野地域事務所への移転後においても、機械等備品の施錠できる場所での管理や公用車の施錠の徹底、</p>

部局及び所属名		実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
				執務室の開閉などの保安管理事項の遵守等移転先の状況に応じた措置を実施し、適切な備品管理の徹底を図っている。
	五條土木事務所	11月26日	<b>随意契約の限度額を超えた契約について</b> 原材料の購入において、奈良県契約規則第16条第1項に定める随意契約範囲を超え、見積合わせにより随意契約を締結している事例が認められた。 今後は奈良県契約規則を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	今後は、年度当初に必要なとなる予定数量を見定め、入札による契約を行う等、奈良県契約規則の遵守と適切な事務の執行に努める。
まちづくり推進局	平城京歴史館	12月16日	<b>長期継続契約の要件を欠く長期業務委託契約について</b> 自家用電気工作物保安管理業務委託において、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(以下「条例」という。)及び同条例施行規則(以下「規則」という。)に定められた長期継続契約を締結できる契約に該当しないにも関わらず、3カ年の長期継続契約を締結している事例が認められた。 今後は、条例、規則及び関係通知に基づき、適正な契約を締結されたい。 (注意事項)	今後、長期継続契約を締結するにあたっては、所定の適正な手続を経て、条例、会計規則及び関係通知に基づき適正な事務処理に努める。
教育委員会	奈良朱雀高等学校	12月16日	<b>印刷費の支払について</b> 印刷物の購入において、支払が完了していたにもかかわらず、未払と誤認し再度支払手続きを行い、当該年度決算終了後に事実が判明し戻入していた事例が認められた。 今後は、内部統制の重要性を認識のうえ、実効性のあるチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)	予算執行状況照会の最新データにより、前回の支払状況を把握・確認し、二重払いが発生しないようにする。
	奈良高等学校	12月16日	<b>通勤手当の認定について</b> 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件の支給不足及び2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	通勤手当の認定誤りについては、誤認定時点に遡及して訂正を行った。支給不足事案について、給与支給時に不足額の追給を行い、2件の過払い事案については、過払い分の戻入・相殺調整を行った。 今後、認定事務についてチェック体制の強化等により、適正に処理を行うとともに再発防止に努める。

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
平城高等学校	12月16日	<b>通勤手当の認定について</b> 通勤手当の支給において認定を誤ったため、2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	2件の過払い対象者2名に対し、再度通勤届の提出を求め、認定を訂正するとともに、過払い分は平成26年10月分給与で調整した。 今後は、通勤経路の認定に十分注意し、適正な認定事務に努める。
登美ヶ丘高等学校	12月16日	<b>通勤手当の認定について</b> 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	認定データの修正報告を直ちに行い、過払分については返納を完了している。 今後は手当の認定に際し、より一層慎重に審査し、適正な事務処理に努める。
山辺高等学校	12月16日	<b>役務費(切手代)の支払について</b> 平成25年11月18日に購入し、平成25年度予算で支出すべきであった郵便切手代について、支払漏れが認められた。 平成26年度で支払うこととなったが、過年度支出は、地方自治法第208条で規定されている会計年度独立の原則の例外である。請求を受けた後は速やかに、かつ確実な支払に努めるとともに、地方自治法、会計規則及び関係通知に基づき適正に処理すべきである。 (指摘事項)  <b>通勤手当の認定について</b> 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	平成25年度分で支出漏れとなっていた切手代については、平成26年10月29日に平成26年度予算で支出を完了した。 今後はこのようなことがないように請求書到着後直ちに支払事務を行うとともに、地方自治法・会計規則等に基づき適正な会計処理に努める。  当該職員について、通勤距離及び手当額の認定見直しを行うとともに、過払い分については、戻入処理を完了した。今後の認定事務についてはより適正に処理するよう改めた。
奈良北高等学校	12月16日	<b>寄附物品の受納手続について</b> 寄附された物品にかかる受納手続について、卒業生保護者代表から体育館壇上で使用する物品5点の寄附申込を受けたが、教育委員会への協議等、必要な手続を経っていない事例が認められた。 今後、寄附の受納により物品を取得する場合は、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	該当の寄附物品については、学校支援課の指導を受けて受納手続を行い、平成26年8月1日に承認を得た。 今後は関係部署との連絡を密にし、受納手続に遺漏のないよう適正な事務処理に努める。

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
添上高等学校	12月16日	<b>通勤手当の認定について</b> 通勤手当の支給において認定を誤ったため、2件の過払いが認められた。適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	本校職員2名に自宅周辺における駐車場料金を誤って支給していたため、平成26年11月の給与報告で修正を行い、1名については、今年度分のみの支給であったため11月分の給与において調整した。残りの1名については、今年度分は11月分の給与において調整し、過年度分については返還させた。 今後は、このような誤りが生じないように職員に周知するとともに、提出書類の内容確認を確実にを行うことを再確認した。
十津川高等学校	12月16日	<b>日々雇用職員賃金の支払について</b> 日々雇用職員賃金の支払について、日々雇用職員取扱要領で定める支払日を遅延している事例が認められた。適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。(注意事項)	今後は、「奈良県会計規則」等に基づき、適正な管理手続き等に努める。
盲学校	12月16日	<b>通勤手当の認定について</b> 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件の過払いが認められた。適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	通勤手当過払い分については返納させた。 今後は、経路の変更がないか見直しをする等十分注意し、適正な事務処理に努める。
奈良養護学校	12月16日	<b>公用車の自賠責保険料の支払について</b> 公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。 (注意事項)	平成27年4月車検分については、通知のとおり前金払いを実施した。 今後は、奈良県会計規則をはじめ各関係法令、規程及び通知に基づき適正な支払時期での執行に努める。
奈良西養護学校	12月16日	<b>委託契約における履行確認について</b> 業務委託契約において、契約書に定めている実績報告書を受託業者から提出させていなかったため、書面による履行確認及び完了検査の報告がなされていない事例が認められた。 今後は契約書に基づく提出書類の確認を徹底し、適正な履行確認及び完了検査に努められたい。 (注意事項)	今後は、受託業者の実績報告書を提出させるなど、履行確認を確実にを行い、適正な委託業務の執行に努める。

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
	明日香養護学校	<p><b>歳入の会計年度について</b></p> <p>嘱託職員の雇用保険料本人負担分について、平成25年度の保険料を平成24年度歳入として調定を行っている事例が認められた。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則を遵守し、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど実効性のある内部統制を整備し、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>雇用保険料の年度誤りについては、事務担当者が例月業務チェック表を作成し、年度末と年度当初の時期には特に会計年度に注意するとともに決裁過程でのチェック体制をより一層強化した。</p> <p>今後は、奈良県会計規則や会計事務処理の手引きなど会計事務における事務通知等に基づき適正に事務処理を行う。</p>
警 察 本 部	樞原警察署	<p><b>行政財産使用料の徴収について</b></p> <p>行政財産使用許可にかかる使用料の1年分が徴収されていない事例が認められた。</p> <p>今後は、適時に調定を行うとともに徴収事務について適切な事務処理を行うべきである。(注意事項)</p>	<p>当該事案については、行政財産使用料の徴収漏れを発見した後、速やかに調定を行い、平成26年10月10日徴収漏れとなっていた使用料の全額を収納した。</p> <p>今後は、決裁過程における複数人によるチェックを徹底するとともに、関係法令等に基づき適切な徴収事務処理に努める。</p> <p>なお、平成27年2月23日付けで、本部会計課から各警察署に、行政財産使用料の適切な事務処理についての通知文書を発出し、同事案の再発防止に努めている。</p>

ウ 財政的援助団体

所 属 名 (所管課)	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>公益財団法人 奈良県地域産業 振興センター</p> <p>(産業政策課)</p>	<p>平成27年 1月14日</p>	<p><b>委託契約の税の取扱いについて</b> 委託契約の支出の際、所得税の源泉徴収を行っていなかった事例、及び契約書に収入印紙が貼付されてなかった事例が認められた。 今後は、所得税法及び印紙税法に基づき適正に処理を行うとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し事務処理に万全を期すべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>法人所有車の自賠責保険料の支払について</b> 法人所有車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。 (注意事項)</p> <p><b>会計帳簿の整備等について</b> 法人会計規程に定められた会計帳簿の一部(補助簿)が整備されていなかった事例、及び物品の棚卸しにおいて会計責任者の立ち会いがなく、その報告書が作成されていなかった事例が認められた。法人の財産状況を的確に把握するのに会計帳簿の整備、棚卸しの報告書は必要不可欠である。 今後は、会計規程に基づき適正に処理を行うとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し事務処理に万全を期すべきである。 (注意事項)</p>	<p>指摘のあったものについては、今後、適正な処理を行うよう財団を指導した。 また、今回は是正可能な事項については、速やかに適正な処理を実施させた。</p> <p>所得税の源泉徴収が必要な謝金等の支払いにおいては、従来から起票時に源泉徴収を確認するためにチェックリストを添付してきたが、今回の指摘を受けチェック項目を追加し、再発防止を徹底するとともに、納税義務者に対して納税を求める措置をとった。</p> <p>指摘のあった契約書については、速やかに収入印紙を貼付するとともに、今後は、印紙税法の遵守を徹底し、チェックリストの活用により再発を防止する。 また、適用に疑義がある場合は、税務署に確認するなど所得税法及び印紙税法に基づき適正に処理してまいりたい。</p> <p>今後は、自賠責保険料の支出にあたっては、県管財課長通知(H2 1. 4. 1 0 付け管号外)の趣旨に基づき、前払いとするよう変更し、業者に対して立替払いを強いることのないよう適正に処理してまいりたい。</p> <p>未整備の補助簿については、指摘を受けて速やかに整備した。 物品の棚卸しについては、県内の他の公益財団法人における物品管理のあり方や会計規程における規定の仕方等を調査し、適正な物品管理が行えるよう会計規定を改正した。 今後は改正した会計規程に基づき適正に処理を行ってまいりたい。</p>

所属名 (所管課)	実施月日	監査結果	措置の内容
		<p><b>設備貸与事業等にかかる未収金の回収について</b></p> <p>設備貸与事業等において、前回監査以降も毎年未収金が増加している。債務者への電話・訪問・催告状発送、連帯保証人への内容証明郵便発送、債権管理台帳の詳細な記帳等、相当程度の取組は認められるものの、残額が大きいので、今後も引き続き、新たな未収金の発生を防止するとともに、回収に向けた取組を一層強化されたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>県の高齢者人材バンク事業を活用し、回収実務に長けた金融機関OBを雇用して体制強化を図るとともに回収強化に努めてきたが、今後も引き続き回収強化に努めてまいりたい。</p> <p>(平成27年度から1増員)</p> <p>また、償還が滞りがちな企業等に対しても、引き続き当財団職員が専門家(中小企業診断士)と共に個別に訪問し、経営状況を把握するとともに、償還計画策定等の指導や今後の経営改善策について助言するなどにより、新たな未収金の発生防止に努めてまいりたい。</p>
<p>一般社団法人 奈良県畜産会 (畜産課)</p>	<p>1月16日</p>	<p><b>貸借対照表及び財務諸表の注記への記載について</b></p> <p>貸借対照表において、少額であるが資産として計上されていないものや、財務諸表に注記しなければならない事項について記載されていないものが認められた。</p> <p>今後、財務諸表等の作成にあたっては、公益法人会計基準等に基づき慎重かつ適切に処理されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>寄託金の取扱いについて</b></p> <p>奈良県畜産会では、県からの寄託金を返還義務のあるものとして貸借対照表上に負債計上している。一方、県では寄託金を債権ではなく、返還義務のない出資による権利として公有財産で管理しており、奈良県畜産会と県において、寄託金の取扱いに相違が見られる。ついては、県と協議のうえ、統一した取扱いとされたい。</p> <p>(意見)</p>	<p>貸借対照表及び財務諸表の注記への記載については、今後、指摘のあった少額資産の計上や注記事項の記載漏れについては適切に処理し、公益法人会計基準等に沿った財務諸表を作成するよう指導していく。</p> <p>寄託金の取扱いについては、奈良県畜産会及び関係部局と協議のうえ、統一を図っていく。</p>

所属名 (所管課)	実施月日	監査結果	措置の内容
		<p>&lt;出資団体を所管する畜産課に対する意見&gt;  <b>奈良県畜産会への寄託金の取扱いについて</b>            奈良県畜産会において、県からの寄託金が返還義務のあるものとして貸借対照表上に負債計上されていた。一方、県では寄託金を債権ではなく、返還義務のない出資による権利として公有財産で管理しており、県と奈良県畜産会において、寄託金の取扱いに相違が見られる。            ついては、奈良県畜産会と協議のうえ、統一した取扱いとされたい。            (意見)</p>	
一般財団法人 奈良県健康づくり財団 (健康づくり推進課)	1月20日	<p><b>会計年度をまたがる工事について</b>            改装工事において、履行期間が平成25年3月29日から平成25年4月20日であるにもかかわらず、平成24年度予算で執行しており、かつ、継続費として理事会の承認を得ていない事例が認められた。            法人会計規程第5条では、工事請負費等の支出の会計所属年度について、当該行為の履行のあった日の属する年度と規定している。また第11条では、年度内に完成できないものの経費については、理事会の承認を得て、これを継続費とすることができると規定されていることから、今後は、会計規程に則り適正な事務処理に努められたい。            (注意事項)</p> <p><b>給与規程の見直しについて</b>            日々雇用職員の通勤手当について、内規にて通勤距離が片道2キロメートル未満の者に対しても支給対象としているが、本来は給与規程を改正して明確にすることが望ましいので、早急に見直しを検討されたい。            (意見)</p>	<p>年度内の執行に努めるが、やむを得ず年度内に執行できないものの経費については、会計規程に則った事務処理で対処するよう指導した。</p> <p>実情に即して、早急に見直し改正するよう指導した。</p>
奈良県職業能力開発協会 (雇用労政課)	1月16日	<p><b>委託契約書の作成について</b>            会計規程の定めから契約書作成を省略できない委託について、契約書が作成されていない事例が認められた。合意内容の明確化や紛争の防止等のために契約書の作成は不可欠である。今後は、法人会計規程に基づき適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し事務処理に万全を期すべきである。            (指摘事項)</p>	<p>今後は、会計規則を遵守し、適正な契約事務に万全を期すために、同規定等を職員に周知徹底し、決裁過程に遺漏のないように実行するよう指導した。</p>

所属名 (所管課)	実施月日	監査結果	措置の内容
		<p><b>競争入札による契約締結について</b>  当該法人会計規程上、一般競争入札に付さなければならない委託について、随意契約による方法で契約していた事例が認められた。  今後は、会計規程に基づき適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し事務処理に万全を期すべきである。(注意事項)</p> <p><b>法人所有車の自賠責保険料の支払について</b>  法人所有車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。  自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。(注意事項)</p> <p><b>現金の取扱いについて</b>  収納した現金を直ちに口座へ入金せず、小口現金経費の一部にあてていた事例が認められた。  それぞれの入金や支出事務について、伝票処理自体に誤り等はなかったものの、誤謬等の誘因となる恐れがあることから、入金されたものと支出用の資金は区分し、現金出納簿についても収納用の現金出納簿と支出用の現金出納簿を別に作成すること、また、盗難などのリスク低減のため、小口現金保有限度額を設定することなど、現金管理を的確に行えるスキームを構築されるよう検討されたい。(意見)</p>	<p>適正に処理するよう指導した。</p> <p>会計規則等に基づき適切な対応を行い事故が発生しない確認体制をとるよう指導した。</p>
サンアメニティ ・ Real Style共同 事業体  (流域下水道セ ンター)	1月20日	<施設の財産を所管する流域下水道センターに対する注意> <b>公有財産の台帳登載について</b> 所管する工作物について、奈良県公有財産規則で備えることとされている公有財産台帳への登載漏れが認められた。奈良県公有財産規則に基づき、早急に整理すべきである。(注意事項)	<p>所管する工作物について、現存する工作物台帳との突合を行い、奈良県公有財産規則に基づき、早急に整理を行っている。</p> <p>また、今後は指定管理者との連携を密にし、公有財産の適正な管理に努める。</p>